

はじめに

本資料は、「道路環境影響評価の技術手法」の4.1「自動車の走行に係る騒音」を最新の知見に基づいて改定したものである。

「道路環境影響評価の技術手法」は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第10号、改正：平成18年国土交通省令第20号）（以下、省令という。）の第八条別表第一に示す以下の参考項目（本資料は太字）について、現在の科学的知見をもとに一般的な環境影響評価の手法をとりまとめたものである。ただし、これらの手法等はあくまで一例であり、実際には各事業者が対象道路事業毎にこれらの手法等を参考としつつ、適切な手法等を選択することが望ましい。

- 大気質：自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（国総研資料第382号）
- 大気質：建設機械の稼働に係る粉じん等（独法土研資料第4053号）
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等（独法土研資料第4054号）
- 騒音：**自動車の走行に係る騒音（国総研資料第617号）※本資料**
- 騒音：建設機械の稼働に係る騒音（独法土研資料第4112号）
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音（独法土研資料第4058号）
- 振動：自動車の走行に係る振動（独法土研資料第4059号）
- 振動：建設機械の稼働に係る振動（独法土研資料第4060号）
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動（独法土研資料第4061号）
- 水質：休憩所の供用に係る水の濁り及び水の汚れ（国総研資料第388号）
- 地形及び地質：道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る地形及び地質（独法土研資料第4062号）
- 地形及び地質：工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る地形及び地質（独法土研資料第4062号）
- 日照障害：道路（嵩上式）の存在に係る日照障害（国総研資料第392号）
- 動物、植物、生態系：道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る「動物」、「植物」、「生態系」（国総研資料第393号）
- 動物、植物、生態系：工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る「動物」、「植物」、「生態系」（国総研資料第394号）
- 景観：道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観（国総研資料第396号）
- 人と自然との触れ合いの活動の場：道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場（国総研資料第398号）

○廃棄物等：切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等（独法土研資料第4065号）

さらに、参考手法より簡略な手法及び参考手法より詳細な手法についても、現在の知見により考えられる手法を記載している。

また、参考項目以外の項目について、現在の科学的知見に基づき、一般的な手法等の示し得るものを記載している。

○大気質：自動車の走行に係る一酸化炭素及び二酸化硫黄（国総研資料第384号）

○大気質：建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（独法土研資料第4055号）

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（独法土研資料第4056号）

○強風による風害：換気塔等の大規模施設の設置に係る強風による風害（国総研資料第385号）

○低周波音：自動車の走行に係る低周波音（国総研資料第387号）

○水質：休憩所の供用に係る水の富栄養化（国総研資料第389号）

○水質：水底の掘削等に係る水の濁り（国総研資料第390号）

○水質：切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁り（国総研資料第534号）

○底質：汚染底質の掘削等に係る底質（国総研資料第391号）

○地形及び地質：道路（地下式）の存在に係る地形及び地質（独法土研資料第4062号）

○地盤：掘削構造物、トンネル構造物の設置に係る地盤（独法土研資料第4063号）

○地盤：掘削工事、トンネル工事の実施に係る地盤（独法土研資料第4063号）

○土壌：汚染土壌の掘削等に係る土壌（独法土研資料第4064号）

○日照障害：換気塔等の大規模施設の設置に係る日照障害（国総研資料第392号）

○動物、植物、生態系：道路（地下式）の存在に係る「動物」、「植物」、「生態系」（国総研資料第393号）

○動物、植物、生態系：建設機械の稼働に係る動物（国総研資料第395号）

○景観：工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る景観（国総研資料第397号）

○人と自然との触れ合いの活動の場：工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場（国総研資料第399号）

○人と自然との触れ合いの活動の場：自動車の走行に係る人と自然との触れ合いの活動の場（国総研資料第400号）

なお、4.1「自動車の走行に係る騒音」の初版から今回の改定までの経緯を以下に示す。

改定等の時期	資料番号	執筆等担当者	改定等の理由
平成12年10月	土木研究所資料第3743号	旧建設省土木研究所環境部交通環境研究室 主任研究員 上坂克巳 室 長 大西博文	初版
平成16年4月	国土技術政策総合研究所資料第153号	国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部道路環境研究室 主任研究官 森 悌司 室 長 並河良治	新たな知見(ASJ RTN-Model 2003)の反映
平成19年6月	国土技術政策総合研究所資料第386号	道路環境研究室 主任研究官 吉永弘志 前交流研究員 沢村英男 室 長 並河良治	「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の改正
平成23年3月	国土技術政策総合研究所資料第617号	道路環境研究室 主任研究官 吉永弘志 室 長 曾根真理 部外研究員 安東新吾 前 室 長 並河良治	新たな知見(ASJ RTN-Model 2008)の反映

本資料の使い方と構成

道路事業の環境影響評価は、

- ・「環境影響評価法」(平成9年法律第81号、最終改正：平成18年法律第118号)
- ・「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成18年国土交通省令第20号)
- ・「道路事業に関する環境影響評価の実施について」(平成11年建設省道環発第20号、最終改正：平成18年国道環発第21号国土交通省道路局長)

等に基づいて行うこととされている。

本資料は、上記の規定に則り道路事業の環境影響評価を実施するための具体的な技術手法とその解説を、現在得られる最新の科学的知見に基づいて取りまとめたものであり、事業者が実務の上で広く活用していただくことを考えている。ただし、これらの手法等はいくまで一例であり、実際には各事業者が対象道路事業毎にこれらの手法等を参考としつつ、適切な手法等を選択することが望ましい。

次に、本資料の構成は以下のとおりである。

: 「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の第八条別表第二の内容を示す。
なお、本資料において単に「省令」という場合はこの省令を指す。

: 「道路事業に関する環境影響評価の実施について(道路局長通達)」
で囲まれた部分 なお、本資料において「技術指針通達」という場合はこの通達を指す。

: 各評価項目の調査、予測及び評価のための具体的な技術手法を示す。
で囲まれた部分

【解説】 : の内容の詳細な解説。 の内容の全般的な解説や、
下線を施した部分に関する根拠、データ、留意事項等を含んだ詳細な解説を記した。

なお、本資料における式番号は、 内では省令の式番号と一致させている。また、 内では(.) 【解説】では(解説 .) と表記し、各々連番としている(は章を示す)。